

## 大成フットボールクラブ 試合及び対外活動等における送迎細則

平成 27 年 7 月 12 日制定

### (総則)

第 1 条 本細則は、大成フットボールクラブのクラブ員が試合及び対外活動等に参加する場合の送迎について定めたものである。

### (送迎)

第 2 条 本クラブが試合及び対外活動等に参加する場合の送迎については、原則、各クラブ員保護者の責任のもとに行うものとする。

- 2 保護者及びコーチに車での送迎をお願いした場合は、車代を送迎者に支払うこととする。
- 3 保護者及びコーチが車で送迎した際、万一、事故などに遭ったときは、その本人に責任を負わずことはできないものとする。
- 4 送迎中の事故や傷害に対しては、各自加入している財団法人スポーツ安全協会年間保険の範囲内で対応する。

### (車代等)

第 3 条 車での送迎をお願いした場合は、クラブ員一人につき車代（往復）として 1 回 2 0 0 円を世話役が徴収し、集金した金額を送迎者に分配する。

### 附 則

- 1 本細則は、平成 2 7 年 7 月 1 2 日から施行する。